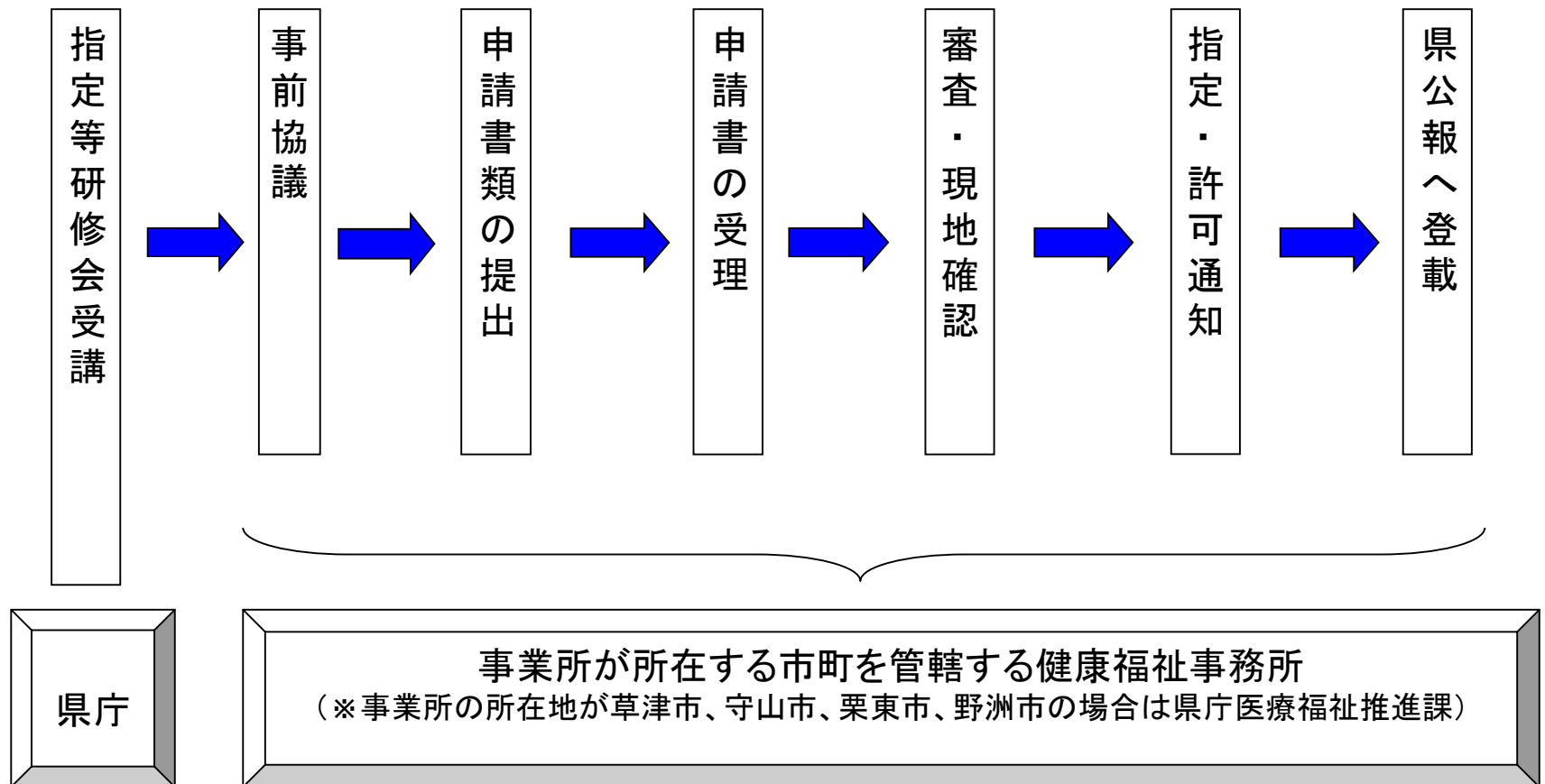


# 事業者指定の流れ

滋賀県では、新たに介護サービス事業者の指定を受ける場合、開設者および管理者の方を対象に事前研修を開催し、介護保険制度の概要について学んでいただくこととしています。

また、申請に先立ち、研修の理解度を確認するため事前協議を行います。



# 手続きの流れ

	内 容	備 考
準 備	基準の確認、必要書類の作成 (※1)	研修から指定までの標準的な処理期間は約2～3ヶ月です。
研修会受講	対象者: 申請者(開設者の代表者)、管理者 (※2)	○申込期限: 受講希望日の1週間前まで 既に介護保険の事業者指定を受け事業を実施している場合、申請者は受講を省略できます。
事前協議	予約制 必要書類を持参の上、所管の健康福祉事務所(※3)で協議を行ってください。	○標準協議期間: 30日 介護保険制度への理解が足りないと判断される場合事前協議に時間がかかることがあります。 ○事前協議完了期限: 毎月10日
申 請	事前協議完了後、所管の健康福祉事務所(※3)に申請書類を提出してください。	○締切: 毎月15日
審 査	提出書類に基づき、指定基準を満たしているかの審査を行います。 通所系、入所系サービスは現地確認を行います。	○標準処理期間: 10日
指 定	毎月25日ごろに指定または許可の通知を行います。	原則、指定日は申請のあった翌月1日です。

※1 各サービスの手引きは「県庁ホームページトップ>県民の方>健康・医療・福祉>高齢者福祉・介護>介護サービス事業者の指定・指導>介護保険事業者指定申請等の手引き」を参照

※2 開催日時・場所・申込は「県庁ホームページトップ>県民の方>健康・医療・福祉>高齢者福祉・介護>介護サービス事業者の指定・指導>介護サービス事業者指定等研修会について」を参照

※3 事業所の所在地が草津市、守山市、栗東市、野洲市の場合は、県庁医療福祉推進課となります。